

入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大和郡山市契約規則（昭和 39 年大和郡山市規則第 8 号）第 3 条に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 6 日

大和郡山市長 上田 清

1. 契約担当部局

〒639-1005 大和郡山市植槻町 6 番 10 号

大和郡山市上下水道部 業務課

電話 0743-58-5602

FAX 0743-52-1923

E-Mail suigyo@city.yamatokoriyama.lg.jp

2. 入札に付する事項

(1) 入札件名 水道メーター第 2 類購入単価 その 1 からその 5

水道メーター第 2 類購入単価その 1	(バスターφ 40)
水道メーター第 2 類購入単価その 2	(新品φ 50)
水道メーター第 2 類購入単価その 3	(修理φ 50)
水道メーター第 2 類購入単価その 4	(修理φ 75)
水道メーター第 2 類購入単価その 5	(修理φ 100)

(2) 購入単価仕様 入札仕様書のとおり

(3) 単価設定期間 令和 7 年 4 月 3 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 納品場所 大和郡山市植槻町 6 番 10 号 大和郡山市上下水道部

(5) 入札方法 上記 (3) の期間において、(1) のメーターの件名ごとに、メーター 1 個あたりの消費税を含まない単価で提示する。メーター一件名ごとに、予定価格以内で最低価格提示者を落札者とします。入札された各々の単価に消費税相当額を加算した額をもって契約額とします。なお、各入札件名は独立した入札であるため、その一部について辞退することがでる。

3. 入札参加資格 入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 過去 3 年間（令和 4 年度から令和 6 年度）で、本市を含む官公庁（国及び地方公共団体等）と 2 件以上の水道用メーターの契約を締結し完全履行している者

(2) 計量法第 40 条第 1 項及び計量法施行規則第 5 条別表第 1 の 11 の水道メーター第 2 類の事業届を経済産業省に届けている者または、その者の代理店となっている者。

- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること
- (4) 国税の滞納のない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (7) 業務の執行に際し、法令及び当仕様で定められた資格者に従事させることができること。
- (8) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者
 - ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
 - ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
 - ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。
 - ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

4. 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1 に同じ なお入札説明書等は和和郡山市公式HP（下記アドレス）に掲載。

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/gyomuka/nyusatsu_keiyaku/3/15977.html

5. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3 に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和 7 年 3 月 18 日（火） 17 時
- (2) 提出場所 1 に同じ

6. 開札の日時及び場所等

- (1) 開札の日時及び場所
令和 7 年 4 月 3 日（木）10:00
奈良県大和郡山市植槻町 6 番 10 号 大和郡山市上下水道部
2 階 会議室
- (2) 入札書の提出方法
入札書を封筒に入れ、簡易書留郵便で令和 7 年 4 月 2 日（水）17:00 までに必着で簡易書留郵送により送付すること。

7. 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8. 入札手続等

(1) 入札保証金 各入札案件の入札保証金は、下記のとおりとする。

(金融機関が振り出し又は支払保証した小切手を「1」に入札開始前までに提出し、納付する。)

ただし大和郡山市契約規則第6条各号に該当する者はこれを免除する。

件名	入札保証金(円)
水道メーター第2類購入単価その1 (バスターφ40)	42,000
水道メーター第2類購入単価その2 (新品φ50)	24,000
水道メーター第2類購入単価その3 (修理φ50)	107,000
水道メーター第2類購入単価その4 (修理φ75)	14,000
水道メーター第2類購入単価その5 (修理φ100)	18,000

(2) 契約保証金

大和郡山市契約規則第21条に規定する契約保証金を支払わなければならない。

ただし、同規則第22条に該当する者はこれを免除とする。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、仕様書記載の規格等を前提とした単価(入札額)について、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 支払条件 詳細は入札説明書によるものとする。

9. 特記事項

(1) 事業統合における本公告の継承

大和郡山市水道事業が令和7年4月1日に奈良県広域水道企業団(以下、企業団という。)に事業統合されることから、同日以降の本公告に関する入札業務や契約等は、企業団に継承される。

(2) 名称の読替

上記の事由により、令和7年4月1日以降は、「大和郡山市長」に関する事項は「奈良県広域水道企業団企業長」に「大和郡山市上下水道部」に関する事項は「奈良県広域水道企業団大和郡山事務所」に読み替えるものとする。